

# 部会資料についてのお願い

第1回 社会保障審議会統計分科会 疾病、傷害及び死因分類部会の資料のうち、次の資料については、頁数が膨大であることから、一部のみ参考として添付しておりますので、ご面倒でも以下のホームページをご参照ください。

資料1 疾病、傷害および死因統計分類提要 第1巻総論  
変更内容（案）

資料2 疾病、傷害および死因統計分類提要 第2巻内容  
例示変更内容（案）

資料3 疾病、傷害および死因統計分類提要 第3巻索引  
変更内容（案）



厚生労働省ホームページ→社会保障審議会→疾病、傷害及び死因分類部会→第1回資料

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0113-4.html>

参考資料3 疾病、傷害及び死因の統計分類

3-1 基本分類表

3-2 疾病分類表（大分類、中分類、小分類）

3-3 死因分類表



厚生労働省ホームページ→統計情報→疾病、傷害及び死因分類

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe/index.html>

# 第1回社会保障審議会統計分科会

## 疾病、傷害及び死因分類部会

平成17年 1月13日(木)

14時30分から16時30分

共用第7会議室

### 議 事 次 第

#### ○ 議 事

1. 部会長の選出
2. 世界保健機関勧告によるICD-10(2003年版)の日本への適用について
3. その他

#### [配布資料]

- 資料1 疾病、傷害および死因統計分類提要 第1巻総論変更内容(案)
- 資料2 疾病、傷害および死因統計分類提要 第2巻内容例示変更内容(案)
- 資料3 疾病、傷害および死因統計分類提要 第3巻索引変更内容(案)(一部抜粋)
- 資料4 我が国への適用に当たっての留意点について
- 資料5 提要第2巻内容例示、章別担当委員(案)
- 資料6 疾病、傷害及び死因の統計分類の告示表現の改正について(案)

参考資料1 「疾病、傷害及び死因分類部会」の設置について

参考資料2 世界保健機関勧告によるICD-10(2003年版)の日本への適用に係る  
諮問書

参考資料3 疾病、傷害及び死因の統計分類

- 3-1 基本分類表
- 3-2 疾病分類表(大分類、中分類、小分類)
- 3-3 死因分類表

## 疾病、傷害及び死因統計分類提要(2003年版) 第1巻 総論(案)

注:WHO勧告文及び日本適用案の文中における、追加、変更等は、下線により、又削除は取り消線によって示している。

No.	W H O 勧 告	日 本 適 用 案	現 行	改正の種類
1	<p>3.1.5 Categories with common characteristics</p> <p><i>Categories limited to one sex</i></p> <p>The following categories apply only to females:</p> <p>A34, B37.3...Z32-36, Z39...Z43.7, Z87.5, Z97.5.</p>	<p>3.1.5 共通の特徴を持った分類項目</p> <p>性により制限される分類項目</p> <p>下記の分類項目は女性に対してのみ適用される:</p> <p>A34, B37.3... Z32-36, Z39... Z43.7, Z87.5, Z97.5</p>	<p>3.1.5 共通の特徴を持った分類項目</p> <p>性により制限される分類項目</p> <p>下記の分類項目は女性に対してのみ適用される:</p> <p>A34, B37.3... Z32-36, Z39, Z43.7, Z87.5, Z97.5</p>	適用コードの修正
2	<p>4.1.3 International form of medical certificate of cause of death</p> <p>... Part I of the form is for diseases related to the train of events leading directly to death, and Part II is for unrelated but contributory conditions.</p> <p><u>The medical practitioner or other qualified certifier should use his or her clinical judgement in completing the medical certificate of cause of death. Automated systems must not include lists or other prompts to guide the certifier as these necessarily limit the range of diagnoses and therefore have an adverse effect on the accuracy and usefulness of the report.</u></p>	<p>4.1.3 死亡診断書の国際様式</p> <p>.. この様式の I 欄は、直接に死を引き起こした一連の事象に関連した疾病に対して使用され、II 欄は、関連はないが寄与した病態について使用される。</p> <p><u>医師及びその他の死亡証明者は、自らの臨床的判断により死亡診断書を完成させるものとする。自動システムには、この診断書を導くための一覧またはその他の指示を含んでいてはならない。なぜなら、これらは必然的に診断の範囲を限定し、それゆえ報告の正確さと有用性に逆効果を及ぼすからである。</u></p>	<p>4.1.3 死亡診断書の国際様式</p> <p>.. この様式の I 欄は、直接に死を引き起こした一連の事象に関連した疾病に対して使用され、II 欄は、関連はないが寄与した病態について使用される。</p>	説明文の追加

No.	W H O 勧 告	日 本 適 用 案	現 行	改正の種類
3	<p>4.1.6 Some considerations on selection rules</p> <p><i>Example 5:</i> I (a) Generalized metastases <u>5 weeks</u></p> <p>(b) Bronchopneumonia <u>3 days</u></p> <p>(c) Lung cancer <u>11 months</u></p>	<p>4. 1. 6 選択ルールについての留意事項</p> <p>例5: I (a)全身転移 <u>5週間</u></p> <p>(b)気管支肺炎 <u>3日間</u></p> <p>(c)肺癌 <u>11ヶ月</u></p>	<p>4. 1. 6 選択ルールについての留意事項</p> <p>例5: I (a)全身転移</p> <p>(b)気管支肺炎</p> <p>(c)肺癌</p>	<p>期間の追加</p> <p>期間の追加</p> <p>期間の追加</p>
4	<p>4 <i>Rule 3</i></p> <p><i>Assumed direct consequences of another condition</i></p> <p><u>Any pneumonia in J12-J18 should be considered an obvious consequence of conditions that impair the immune system. Pneumonia in J18.0 and J18.2-J18.9 should be considered an obvious consequence of wasting diseases (such as malignant neoplasm and malnutrition) and diseases causing paralysis (such as cerebral haemorrhage or thrombosis), as well as serious respiratory conditions, communicable diseases, and serious injuries. Pneumonia in J18.0 and J18.2-J18.9, J69.0, and J69.8 should also be considered an obvious consequence of conditions that affect the process of swallowing. Note: A list of conditions is available from the World Health Organization.</u></p>	<p>ルール 3</p> <p>他の病態からの直接影響の推定</p> <p><u>J12-J18のすべての肺炎は、免疫機構を弱める病態の明白な影響と考えるべきである。J18.0とJ18.2-J18.9の肺炎は、消耗病(悪性新生物や栄養失調症など)や麻痺の原因となる疾病(脳出血または血栓症など)、そしてまた重度の呼吸器異常、伝染病および重度の外傷の明白な影響と考えるべきである。J18.0とJ18.2-J18.9, J69.0およびJ69.8の肺炎もまた、嚥下過程に影響を及ぼす病態の明白な影響と考えるべきである。</u></p> <p>注：病態一覧は世界保健機関から入手可能である。</p>	<p>ルール 3</p> <p>他の病態からの直接影響の推定</p> <p>肺炎および気管支肺炎は、たぶんあらゆる疾病の合併症として受け入れられる可能性がある。特に、気管支肺炎は、特定の伝染病や重症の損傷と同様に、消耗性疾患（たとえば、悪性新生物、栄養失調（症））や麻痺を生じさせる疾患（たとえば、脳損傷、脊髄損傷、脳出血、脳血栓症、ポリオ）の影響によるものと考えられる。</p>	<p>現項目内容の差し替え</p>

(一部抜粋)

資料2

# 疾病、傷害及び死因統計分類提要(2003年版) 第2巻 内容例示(案)

注:WHO勧告文及び日本適用案の文中における、追加、変更等は、下線により、又削除は取り消線によって示している。

No. (章- 番号)	W H O 勧 告	日 本 適 用 案	現 行	改正の種類	告示改正 の要否
第 I 章 感染症及び寄生虫症					
I-001	<b>Certain infectious and parasitic diseases (A00-B99)</b>  <u>Use additional code (U80.- - U89.-), if desired, to identify the antibiotic to which a bacterial agent is resistant</u>	<b>感染症及び寄生虫症(A00-B99)</b>  <u>細菌性病原体抵抗性の抗生物質を分類する必要がある場合には追加コード(U80.- - U89.-)を使用する</u>	<b>感染症及び寄生虫症(A00-B99)</b>	注意書きの追加	×
I-002	<b>A02.2 † Localized salmonella infections</b>  Salmonella:  . arthritis † (M01.3*)  . meningitis † (G01*)  . osteomyelitis † (M90.2*)  . pneumonia † (J17.0*)  . renal tubulo-interstitial disease † (N16.0*)	<b>A02.2 † 局所的サルモネラ感染症</b>  サルモネラ:  ・ 関節炎 † (M01.3*)  ・ 髄膜炎 † (G01*)  ・ 骨髄炎 † (M90.2*)  ・ 肺炎 † (J17.0*)  ・ 腎尿細管間質性疾患 † (N16.0*)	<b>A02.2 † 局所的サルモネラ感染症</b>  サルモネラ:  ・ 関節炎 (M01.3*)  ・ 髄膜炎 (G01*)  ・ 骨髄炎 (M90.2*)  ・ 肺炎 (J17.0*)  ・ 腎尿細管間質性疾患 (N16.0*)	剣印の削除  剣印の追加  剣印の追加  剣印の追加  剣印の追加	○  ×  ×  ×  ×

No. (章一 番号)	W H O 勧 告	日 本 適 用 案	現 行	改正の種類	告示改正 の要否
I-003	<b>A04 Other bacterial intestinal infections</b>  <i>Excludes</i> : foodborne intoxications, bacterial (A05-) <u>elsewhere classified</u>  tuberculous enteritis (A18.3)  <b>A04.7 Enterocolitis due to <i>Clostridium</i>  <i>difficile</i></b>  <u>Foodborne intoxication by <i>Clostridium</i>  <i>difficile</i></u>  <u>Pseudomembranous colitis</u>	A04 その他の細菌性腸管感染症  除外：細菌性 (A05-) 食中毒、他に分類さ れるもの  結核性腸炎 (A18.3)  A04.7 クロストリジウムディフィシレによ る全腸炎  <u>クロストリジウム デイフィシレによる食  中毒</u>  <u>偽膜性腸炎</u>	A04 その他の細菌性腸管感染症  除外：細菌性 (A05.) 食中毒  結核性腸炎 (A18.3)  A04.7 クロストリジウムディフィシレによ る全腸炎	除外項目の削 除及び追加    包含用語の追 加  包含用語の追 加	○    ×  ×
I-004	<b>A05 Other bacterial foodborne  intoxications, <u>not elsewhere classified</u></b>	A05 その他の細菌性食中毒、他に分類され ないもの	A05 その他の細菌性食中毒	項目名の修正	○
I-005	<b>A18.1 † Tuberculosis of genitourinary  system</b>  Tuberculosis of:  .bladder † (N33.0*)  .cervix † (N74.0*)  .kidney † (N29.1*)  .male genital organs † (N51.-*)  .ureter † (N29.1*)	A18.1 † 尿路性器系の結核  結核： ・膀胱 † (N33.0*) ・子宮頸 (部) † (N74.0*) ・腎 † (N29.1*) ・男性性器 † (N51.-*) ・尿管 † (N29.1*)	A18.1 † 尿路性器系の結核  結核： ・膀胱 (N33.0*) ・子宮頸 (部) (N74.0*) ・腎 (N29.1*) ・男性性器 (N51.-*) ・尿管 (N29.1*)	剣印の削除   剣印の追加 剣印の追加 剣印の追加 剣印の追加 剣印の追加	○   × × × × ×

# 疾病、傷害及び死因統計分類提要(2003年版) 第3巻 索引(案)

注:WHO勧告文及び日本適用案の文中における、追加、変更等は、下線により、又削除は取り消線によって示している。

No.	W H O 勧 告	日 本 適 用 案	現 行	改正の種類
A-001	<b>Abnormal, abnormality, abnormalities – see also Anomaly</b> - apertures, congenital, diaphragm <u>Q79.1</u> - heart - - rate <u>NEC R00.8</u> - secretion - - gastrin <u>E16.4</u> - organs or tissues of pelvis NEC - - in pregnancy or childbirth O34.9 - - - affecting fetus or newborn P03.8 - - - causing obstructed labour O65.5 - - - - affecting fetus or newborn P03.1 - - - - specified NEC O34.8	<b>異常、異常性</b> <abnormal> – 先天異常も参照 - 裂孔, 先天(性), 横隔膜 <u>Q79.1</u> - 心臓 - - 率 <u>NEC R00.8</u> - 分泌 - - ガストリン <u>E16.4</u> - 骨盤の臓器または組織 NEC - - 妊娠または出産におけるもの O34.9 - - 胎児または新生児に影響するもの P03.8 - - 分娩停止の原因となるもの O65.5 - - 胎児または新生児に影響するもの P03.1 - - - 明示されたもの <u>NEC O34.8</u>	<b>異常</b> <abnormal> – 先天異常も参照 - 裂孔, 先天(性), 横隔膜 Q79.0 - 心臓 - - 率 I49.9 - 分泌 - - ガストリン E16.8 - 骨盤の臓器または組織 NEC - - 妊娠または出産におけるもの O34.9 - - 胎児または新生児に影響するもの P03.8 - - 分娩停止の原因となるもの O65.5 - - 胎児または新生児に影響するもの P03.1	日本語訳の修正提案 参照コードの修正 参照コードの修正 参照コードの修正 参照項目、コードの追加

No.	W H O 勧 告	日 本 適 用 案	現 行	改正の種類
A-002	<b>Abscess...</b> - fascia <u>M72.8</u>	膿瘍… - 筋膜 <u>M72.8</u>	膿瘍… - 筋膜 M60.0	参照コードの修正
A-003	<b>Absence (organ or part) (complete or partial)</b>  - artery (congenital) (peripheral) <u>Q27.8</u>  - vein (peripheral), congenital <u>Q27.8</u>	欠損<欠如><absence> (臓器、器官または部(分)) (完全または一部、部分的)  - 動脈 (先天(性)) (末梢(性)) <u>Q27.8</u>  - 静脈 (末梢(性)) 先天(性) <u>Q27.8</u>	欠損<欠如><absence> (臓器、器官または部(分)) (完全または一部、部分的)  - 動脈 (先天(性)) (末梢(性)) <u>Q27.9</u>  - 静脈 (末梢(性)) 先天(性) <u>Q27.9</u>	参照コードの修正  参照コードの修正
A-004	<b>Abuse</b>  - child <u>NEC T74.9</u>  - - <u>specified NEC T74.8</u>	虐待・酷使  - 児 (小児) <u>NEC T74.9</u>  - - <u>明示されたもの NEC T74.8</u>	虐待  - 児 (小児) <u>NEC T74.8</u>	日本語訳の修正提案 参照項目、コードの修正 参照項目、コードの追加
A-005	<b>Acanthosis (acquired) (nigricans) L83</b>  - tongue <u>K14.3</u>	表皮腫<表皮肥厚(症)> (後天性) (黒色) L83  - 舌 <u>K14.3</u>	表皮腫<表皮肥厚(症)> (後天性) (黒色) L84  - 舌 K14.8	参照コードの修正
A-006	<b>Accessory (congenital)</b>  - bone <u>NEC Q79.8</u>  - vagina <u>Q52.1</u>	副 (先天(性))  - 骨 <u>NEC Q79.8</u>  - 膣 <u>Q52.1</u>	副 (先天(性))  - 骨 <u>NEC Q79.9</u>  - 膣 Q52.4	参照コードの修正  参照コードの修正
A-007	<b>Adhesions, adhesive</b>  - joint M24.8	癒着<adhesions>、癒着性 (感染後)  - 関節 M24.8	癒着<adhesions>、癒着性 (感染後)  - 関節 M24.8	

## わが国への適用に当たっての留意点について

WHOが勧告したICD-10（2003年版）のわが国への適用に当たっての留意点は次のとおりである。

1. わが国への適用に当たっては、原則、勧告どおりの適用とする。
2. 勧告の内容中、第1巻「総論」、第2巻「内容例示」、第3巻「索引」の記述において整合性がとれていない「F10-F19 精神作用物質使用による精神および行動の障害」については、誤りの部分を削除、修正して適用する。
3. 次の項目については、法令の改正等により項目名を変更する可能性がある。
  - (1) 精神分裂病 → 統合失調症
  - (2) 痴呆 → 認知症
  - (3) その他
4. 索引については、日本でよく用いられている病名で補充の必要がある場合には補充について検討する。

## 提要第2巻内容例示、章別担当者(案)

章	章 題	担当委員名
第I章	感染症及び寄生虫症(A00-B99)	堀江委員・ 北村(聖)委員
第II章	新生物(C00-D48)	北島委員・ 藤原委員
第III章	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害(D50-D89)	北村(聖)委員・ 北島委員
第IV章	内分泌、栄養及び代謝疾患(E00-E90)	名和田委員・ 藤原委員
第V章	精神及び行動の障害(F00-F99)	飯森委員・ 勝又委員
第VI章	神経系の疾患(G00-G99)	石名田委員・ 嘉山委員
第VII章	眼及び付属器の疾患(H00-H59)	増田委員
第VIII章	耳及び乳用突起の疾患(H60-H95)	加我委員
第IX章	循環器系の疾患(I00-I99)	北村(惣)委員・ 永井委員
第X章	呼吸器系の疾患(J00-J99)	堀江委員
第XI章	消化器系の疾患	菅野委員・ 藤原委員
第XII章	皮膚及び皮下組織の疾患(L00-L99)	飯島委員
第XIII章	筋骨格系及び結合組織の疾患(M00-M99)	石名田委員・ 田中委員
第XIV章	尿路性器系の疾患(N00-N99)	黒川委員
第XV章	妊娠、分娩及び産じょく<褥>(O00-O99)	落合委員
第XVI章	周産期に発生した病態(P00-P96)	松尾委員・ 柳沢委員
第XVII章	先天奇形、変形及び染色体異常(Q00-Q99)	松尾委員・ 柳沢委員
第XVIII章	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの(R00-R99)	勝又委員・ 嘉山委員
第XIX章	損傷、中毒及びその他の外因の影響(S00-T98)	勝又委員・ 山本委員
第XX章	第20章 傷病及び死亡の外因(V01-Y98)	田中委員・ 山本委員
第XXI章	健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用(Z00-Z99)	大江委員・ 北村(聖)委員
第XXII章	特殊コード(U00-U99)	北村(惣)委員・ 山本委員

## 疾病、傷害及び死因の統計分類の告示表現の改正について（案）

以下の改正案は、ICD-DA（歯科学及び口腔科学への適用）、ICD-NA（神経疾患への適用）専門委員会からの意見によるものである。

コード	現行告示における表現	改 正 案
A50.0	早期先天梅毒、顕性	早期先天梅毒、 <u>顕症</u>
A50.5	その他の晩期先天梅毒、顕性	その他の晩期先天梅毒、 <u>顕症</u>
A69.0	えく壊>痘性潰瘍性口内炎	えく壊> <u>死性潰瘍性口内炎</u>
B02	その他および部位不明の舌の悪性新生物	<u>舌のその他および部位不明の悪性新生物</u>
B08.4	発疹を伴うエンテロウイルス性水疱性口内炎	発疹を伴うエンテロウイルス性 <u>小水疱性</u> 口内炎
B21.7	多発悪性新生物を起こした HIV 病	多発 <u>性</u> の悪性新生物を起こした HIV 病
C00.0	外（側）上唇	外側上唇
C00.1	外（側）下唇	外側下唇
C00.2	外（側）口唇	外側口唇
C04	口腔底の悪性新生物	口（腔）底の悪性新生物
C04.0	前部口腔底	前部口（腔）底
C04.1	側部口腔底	側部口（腔）底
C11	鼻<上>咽頭の悪性新生物	<u>上咽頭</u> の悪性新生物
C11.1	鼻<上>咽頭後壁	<u>上咽頭後壁</u>
C11.3	鼻<上>咽頭前壁	<u>上咽頭前壁</u>
C14	その他および部位不明の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	<u>口唇、口腔および咽頭のその他および部位不明の悪性新生物</u>
C14.8	口唇、口腔および咽頭の境界部病巣	口唇、口腔 および咽頭の <u>境界部</u>
C21.8	直腸、肛門および肛門管の境界部病巣	直腸、肛門および肛門管の <u>境界部</u>
C24	その他および部位不明の胆道の悪性新生物	<u>胆道のその他および部位不明の悪性新生物</u>
C24.8	胆道の境界部病巣	<u>胆道の境界部</u>
C26	その他および部位不明確の消化器の悪性新生物	<u>消化器のその他および部位不明確の悪性新生物</u>
C26.8	消化器系の境界部病巣	消化器系の <u>境界部</u>
C31.1	篩骨洞<蜂巢>	<u>篩骨洞</u>
C31.8	副鼻腔の境界部病巣	副鼻腔の <u>境界部</u>
C32.8	喉頭の境界部病巣	喉頭の <u>境界部</u>
C38.8	心臓、縦隔および胸膜の境界部病巣	心臓、縦隔および胸膜の <u>境界部</u>
C39	その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物	<u>呼吸器系および胸腔内臓器のその他および部位不明確の悪性新生物</u>

コード	現行告示における表現	改正案
C39.8	呼吸器および胸腔内臓器の境界部病巣	呼吸器および胸腔内臓器の <u>境界部</u>
C41	その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物	骨および関節軟骨の <u>その他および部位不明</u> の悪性新生物
C41.8	骨および関節軟骨の境界部病巣	骨および関節軟骨の <u>境界部</u>
(C43-C44)	皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	<u>黒色腫およびその他の皮膚</u> の悪性新生物
C47.8	末梢神経および自律神経系の境界部病巣	末梢神経および自律神経系の <u>境界部</u>
C49.8	結合組織および軟部組織の境界部病巣	結合組織および軟部組織の <u>境界部</u>
C51.-	外陰の悪性新生物	<u>外陰部</u> の悪性新生物
C53.-	子宮頸（部）の悪性新生物	子宮頸部の悪性新生物
C57.8	女性性器の境界部病巣	女性性器の <u>境界部</u>
C63.8	男性性器の境界部病巣	男性性器の <u>境界部</u>
C68.8	泌尿器の境界部病巣	泌尿器の <u>境界部</u>
(C69-72)	眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	眼、脳および <u>その他の中枢神経系の部位</u> の悪性新生物
C71.8	脳の境界部病巣	<u>脳の境界部</u>
C72	脊髄、脳神経および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	脊髄、脳神経および <u>その他の中枢神経系の部位</u> の悪性新生物
C72.8	脳および中枢神経系のその他の部位の境界部病巣	脳および中枢神経系のその他の部位の <u>境界部</u>
C83.7	バーキット＜Burkitt＞リンパ腫	バーキット＜Burkitt＞ <u>腫瘍</u>
C84.0	菌状息肉症	菌状息肉症＜ <u>腫</u> ＞
C90	多発性骨髄腫および悪性形質細胞腫瘍	多発性骨髄腫および <u>悪性形質細胞性悪性新生物</u>
C94	その他の細胞型の明示された白血病	<u>細胞型の明示されたその他の白血病</u>
D10.2	口腔底	<u>口（腔）底</u>
D17	良性脂肪腫性新生物（脂肪腫を含む）	良性脂肪 <u>細胞性</u> 新生物（脂肪腫を含む）
D18.-	血管腫およびリンパ管腫、各部位	血管腫およびリンパ管腫、 <u>全ての部位</u>
D23.3	その他および部位不明の顔面の皮膚	その他の <u>部位</u> および部位不明の顔面の皮膚
D35.8	他腺併発	<u>複数の内分泌腺</u>
D36	その他および部位不明の良性新生物	その他の <u>部位</u> および部位不明の良性新生物
D44.8	他腺併発	<u>複数の内分泌腺</u>
D48.9	性状不詳または不明の新生物、詳細不詳	性状不詳または不明の新生物、 <u>部位不明</u>
D68.0	フォン ウィレブランド＜Von Willbrand＞病	フォン <u>ウ＜ヴ＞イレブランド＜ト＞</u> ＜Von Willbrand＞病
D71	多（形）核好中球機能障害	<u>多形核好中球機能障害</u>
D82	その他の大きな欠陥に関連する免疫不全症	その他の大きな <u>欠損</u> に関連する免疫不全症

コード	現行告示における表現	改正案
E22.2	抗利尿ホルモン不適合分泌症候群 ＜SIADH＞	<u>ADH分泌過剰（異常）症候群</u>
E61	その他の栄養性元素欠乏症	その他の <u>栄養素</u> 欠乏症
E70.0	古典的フェニルケトン尿症	古典 <u>型</u> フェニルケトン尿症
E80.0	遺伝性赤芽球増殖性ポルフィリン症	遺伝性赤血球生成性ポルフィリン症
E89	処置後内分泌および代謝異常、他に分類されないもの	<u>治療後内分泌および代謝異常、他に分類されないもの</u>
G24.5	眼瞼けいれん＜痙攣＞	<u>眼瞼攣縮</u>
G37.5	同心性硬化症 [バロー＜Balo＞]	同心 <u>円</u> 性硬化症 [バロー＜Balo＞]
G40.3	全身性特発性てんかんおよびてんかん（性）症候群	全 <u>般</u> 性特発性てんかんおよびてんかん（性）症候群
G40.4	その他の全身性てんかんおよびてんかん（性）症候群	その他の全 <u>般</u> 性てんかんおよびてんかん（性）症候群
G43.2	片頭痛持続状態	片頭痛 <u>発作重責</u> 状態
G46.5	純運動（性）多発性小梗塞＜ラクネ＞症候群	純運動（性）多発性小梗塞＜ <u>ラクナ</u> ＞症候群
G46.6	純感覚（性）多発性小梗塞＜ラクネ＞症候群	純感覚（性）多発性小梗塞＜ <u>ラクナ</u> ＞症候群
G46.7	その他の多発性小梗塞＜ラクネ＞症候群	その他の多発性小梗塞＜ <u>ラクナ</u> ＞症候群
G51.3	間代性一側性顔面けいれん＜痙攣＞	間代性片側顔面 <u>攣縮</u>
G54.0	上腕神経そう＜叢＞障害	<u>腕神経</u> そう＜叢＞障害
H65.3	慢性ムコイド中耳炎	慢性粘 <u>液</u> 性中耳炎
H71.0	中耳真珠腫（症）	中耳 <u>真珠腫</u>
H90.6	両側性混合性難聴	両側性混合難聴
H90.7	一側性混合性難聴、反対側の聴力障害を伴わないもの	一側性混合難聴、反対側の聴力障害を伴わないもの
H90.8	混合性難聴、詳細不明	<u>混合</u> 難聴、詳細不明
H95.0	乳突洞削開術後腔の再発性真珠腫（症）	乳突洞削開術後腔の再発性 <u>真珠腫</u>
K04	歯髄および根尖歯周組織の疾患	歯髄および根尖 <u>周</u> 組織の疾患
K04.6	上顎洞に関係のある根尖周囲腫瘍	<u>瘻（孔）を伴う</u> 根尖周囲腫瘍
K04.7	上顎洞に関係のない根尖周囲腫瘍	<u>瘻（孔）を伴わない</u> 根尖周囲腫瘍
K08.2	無歯顎堤の退縮	無歯顎堤の <u>萎縮</u>
K12.1	口内炎のその他の型	<u>その他の型の</u> 口内炎
K13.3	有毛性白板症	<u>毛様</u> 白板症
K13.5	口腔の粘膜下線維症	<u>口腔</u> 粘膜下線維症
L03	蜂巣炎	蜂巣炎＜ <u>蜂窩</u> 織炎＞

コード	現行告示における表現	改正案
M33	皮膚（多発性）筋炎	皮膚多発性筋炎
M40.3	平背症候群	（扁）平背症候群
M62.0	筋離断	筋離解
(Q35 等 多数)	一側性	片側性
Q04.4	視（神経）中隔形成異常	中隔視神経形成異常（症）
Q06.2	分裂脊髄（症）＜脊髄（正中）離開＞	割髄症＜分裂脊髄（症）＞＜脊髄（正中） 離開＞
Q18.1	先天性耳瘻孔	先天性耳ろうく瘻孔とのうく囊＞胞
Q75.3	巨頭（蓋）症	大（巨）頭（蓋）症
Q80.1	伴性魚りんせん＜鱗癬＞	X連鎖性魚りんせん＜鱗癬＞
Q86.0	胎児アルコール症候群（異形成）	胎児アルコール症候群（異形性）
Q86.2	ワーファリンによる異形（態）症	ワーファリンによる奇形または形態異常
Q95.4	マーカーヘテロクロマチン染色質を伴う 個体	マーカーヘテロクロマチンを伴う個体
Q96.4	モザイク、45、X／性染色体異常を 伴うその他の細胞系列	モザイク、45、X／性染色体異常を伴う その他の細胞系
Q97.2	モザイク、種々のX染色体を持つ細胞 系列	モザイク、種々のX染色体数を持つ細胞 系列
Q99.2	ぜい＜脆＞弱X染色体症候群	ぜい＜脆＞弱X染色体
R04.1	咽喉出血	咽喉部＜のど＞出血
R44	会話	言語
S02.5	歯の骨折	歯の破折
S44.6	肩及び上腕の皮膚知覚神経損傷	肩及び上腕の皮膚感＜知＞覚神経損傷
S54.3	前腕の皮膚知覚神経損傷	前腕の皮膚感＜知＞覚神経損傷
S74.2	股関節部及び大腿の皮膚知覚神経損傷	股関節部及び大腿の皮膚感＜知＞覚神経損 傷
S84.2	下腿の皮膚知覚神経損傷	下腿の皮膚感＜知＞覚神経損傷
S94.3	足首及び足の皮膚知覚神経損傷	足首及び足の皮膚感＜知＞覚神経損傷
(S60～ S69)	手首及び手の損傷	手関節部及び手の損傷
(S90～ S94.9)	足首及び足の損傷	足関節部及び足の損傷
T70.0	耳の気圧性外傷	耳気圧外傷
Y52.1	カルシウムチャンネル拮抗薬	カルシウムチャンネル遮断薬
(項目多 数)	病巣	病変